

平成28年度

教 育 行 政 執 行 方 針

平成28年3月

新ひだか町教育委員会

平成28年度新ひだか町教育行政執行方針

平成28年第1回新ひだか町議会定例会の開会に当たり、教育委員会所管行政に対する執行方針を申し上げますので、町議会をはじめ、町民各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

I 基本的な考え方

＜基本目標＞

- 1 未来社会を生きる「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた人づくり
- 2 生涯を通して生きがいをもち実りある人生を送る豊かな学びの環境づくり

この2点を基本目標として、教育行政を推進します。

＜基本方針＞

新ひだか町教育委員会は、新教育委員会制度のもと、「総合教育会議」などを通して町長との連携強化を図り、教育の政治的中立性や継続性、安定性を確保しつつ、教育行政の担い手として、より高い使命感をもって教育の充実に取り組みます。

現在の子どもたちが生きる未来の社会は、生産年齢人口の減少や国際化の進展、科学技術の急速な発展などにより、激しく変化していくことが予想され、そのような社会を生き抜く力を一人ひとりに育成するとともに、町の担い手としての強い意志

や高い意欲をもった人を育むことが、新ひだか町の教育に課せられた重要な責務です。

このため、人格の完成を目指すという教育の目的を踏まえつつ、新ひだか町ならではの自然、歴史、文化、産業などの教育資源を活かした特色ある教育活動を展開する中で、自立し、他者と協働しながら新しい価値の創造に挑戦することを通して、一人ひとりに未来を切り開いていく資質・能力と、ふるさとへの愛着と誇りを培います。

1 学校教育の充実

学校教育においては、変化の激しいこれからの社会を見据え、子どもたちに生涯にわたる学習の基礎を培うため、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等の育成を重視した教育を行うとともに、子どもたちが知的好奇心や探究心をもって主体的に学習に取り組む態度を養うことが極めて重要です。

また、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者ととともに、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことと、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を身に付け、健康の保持増進のための実践力と体力の向上により、明るく豊かな生活を営む態度を育てることが大切です。

そのためには、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶ

か」という学びの質や深まりを重視し、「どのような力が身に付いたか」を評価・検証することを通して、教育活動の改善・充実を図ることが必要です。

このことを踏まえ、教育委員会は、各学校において法令や学習指導要領に基づき、適切な教育課程を編成・実施し、その評価・検証・改善を通して、子どもたちに「生きる力」である確かな学力・豊かな心・健やかな体が着実に育まれるよう施策の推進に努めます。

また、少子化による児童生徒数の減少と小・中学校施設の老朽化が進んでいる状況にあって、当町の地域性を踏まえた学校の適正規模、適正配置及び施設整備の在り方について、中長期的な視点で検討を進めます。

さらに、子どもの貧困対策として、就学援助費の拡大に努めます。

2 社会教育・社会体育の充実

社会教育においては、町民一人ひとりが生涯を通して学び続け、生きがいをもって毎日の生活を送り、実りある人生を歩むことができる生涯学習社会の実現を目指すことが重要です。

そのためには、学校・家庭・地域社会及び関係機関・団体との連携のもと、青少年が様々な団体活動に参画し、基礎的な教養と社会人としての自覚を育み、自ら学び続ける意欲を養うことが大切です。

また、町民一人ひとりが読書に親しむ機会の拡充や創作、発

表、鑑賞などを行う芸術文化活動の機会を充実し、感性や情操を培い、文化的な生活を築くとともに、各種スポーツに親しみ、楽しむ機会を得て、生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送られるようにすることが必要です。

このことを踏まえ、平成28年度から5か年の「第2次社会教育中期計画」に基づき、豊かな学びの環境づくりと、新ひだか町の歴史、文化、伝統などの教育資源を活かした社会教育事業の推進に努めます。

II 主要施策の推進

このような教育行政の基本的な考え方にに基づき、主要な施策について申し上げます。

<学校経営の充実>

学校経営の充実のためには、校長が「育てたい子ども像」を明確に示し、強いリーダーシップを発揮して「チーム学校」として組織的に質の高い教育活動を展開する中で、マネジメントサイクルに基づいて、学校評価を適切に実施し、学校経営の改善に活かすとともに、学校間連携や地域との連携によって、より一層開かれた学校運営を進めていくことが必要です。

このことを踏まえ、教育委員会は、学校の責任者である校長をしっかりとサポートし、教職員が積極的に教育活動に取り組むことができるよう教育環境を整備するとともに、信頼される

学校づくりが推進されるよう様々な機会を通して学校を指導・支援し、より実効性のある施策を講じていきます。

＜教育課程の充実＞

教育課程の充実のためには、法令及び学習指導要領に基づき、子どもたちの実態を踏まえた「知・徳・体」の調和のとれた指導計画のもと、教育活動を展開するとともに、カリキュラムマネジメントを確立し、常に評価・改善を行い、より質の高い教育活動を進めていくことが必要です。

また、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動を通して「ふるさと新ひだか町」への愛着と誇りを培い、町の将来の担い手としての資質・能力を高めていくことが必要です。

このことを踏まえ、教育委員会は、教育課程の適正な管理を進め、教育課程ヒアリングや学校訪問を通して指導・助言に努めるとともに、地域の人材や施設などが、学校の教育活動に有効に活用されるよう連携協力や情報提供等に努めます。

特に、新設された新ひだか町図書館・博物館と学校との連携を図ります。

＜学習指導の充実＞

学習指導の充実のためには、全国学力・学習状況調査及び標準学力検査等の結果を踏まえて「学校改善プラン」を策定し、全教職員の共通理解のもと、授業改善や家庭学習習慣の確立を進めていくことが必要です。

特に、授業改善においては、学習環境を整え、学習規律を徹底し、授業のねらいや課題を明確にした問題解決的な学習過程を通して、「何が分かり、何ができるようになったか」を子どもたちが実感し、主体的・協働的に課題を解決できるようにすることが必要です。

また、学ぶことの意義を理解し、将来への目標や望ましい勤労観・職業観を養うキャリア教育を発達段階に応じて体系的に進めていくことが必要です。

このことを踏まえ、教育委員会は、全国学力・学習状況調査や標準学力検査を実施し、その結果を確実に学習指導の改善に活かすよう指導・助言に努めます。

また、ICT環境を整備し、授業改善を図るとともに、学力向上を担当する教員を新たに加えた学力向上推進会議を開催し、各学校での取組や他の地域での優れた実践に学ぶ機会を設け、学校間連携の強化により、学力向上策を充実します。

さらに、町図書館と学校図書館の連携による読書活動の拡充のほか「チャレンジテスト」、標準学力検査の補充資料「アシストシート」などの積極的な活用を奨励します。

加えて、新ひだか町教育研究協議会の研究活動や実践交流が、より一層実効性のある活動となるようその在り方を検討します。

キャリア教育については、各学校が指導計画を整備し、一貫性のある指導を行えるよう支援します。

＜生徒指導の充実＞

生徒指導の充実のためには、いじめ等の問題行動に適切に対応する生徒指導体制を確立するとともに、児童生徒理解を基盤とした望ましい人間関係を確立し、自己決定や自己有用感、自己存在感を重視した指導を通して、自分をコントロールする力を育てていくことが必要です。

このことを踏まえ、教育委員会は、いじめ等の発生状況を的確に把握し、「北海道いじめの防止等に関する条例」に従って取組を進め、各学校が「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ等の未然防止や早期対応が適切かつ迅速に行われるよう指導・助言に努めます。

また、スクールカウンセラーの配置やケース会議の開催など不登校等に関する相談体制を整え、学校や家庭を支援するとともに、ネットモラルの指導が徹底されるよう関係機関と連携し、取組を進めます。

＜健康安全教育の充実＞

健康安全教育の充実のためには、計画的に健康安全教育を推進し、安全指導を徹底するとともに、ボランティア活動等を通して安全意識を高めることが必要です。

また、「体力向上プラン」に基づく「1校1実践」の取組などの推進による継続的な体力づくりや運動能力の向上と、健康の基盤である望ましい食生活と食習慣を身に付けさせる食育の指導に努めることが必要です。

このことを踏まえ、教育委員会は、健康安全に関する指導状況を把握し、的確に指導・助言を行い、関係機関や団体との連携により、健康安全指導の徹底を図ります。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果に基づき、各学校での体力運動能力向上策への支援や啓発活動などを通じた町ぐるみによる体力運動能力の向上と、「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進します。

さらに、栄養教諭を中核とした食育を推進し、学校給食では、地元食材を積極的に使用し、栄養バランスの整った給食の提供と、食物アレルギーや異物混入発生時に適切に対応するための管理体制の充実に努めます。

加えて、町と連携し、希望する中学校2・3年生を対象としたピロリ菌検査を行うとともに、平成29年度までに全小学校でのフッ化物洗口の実施に取り組みます。

＜特別支援教育の推進＞

特別支援教育の推進のためには、個別の指導計画と個別の支援計画に基づいて、学校・家庭・関係機関が連携を図り、「合理的配慮」による適切な指導・支援を行うことが必要です。

このことを踏まえ、教育委員会は、特別支援教育担当教員の研修参加を積極的に促し、専門的な指導力の向上を図るとともに、特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな指導が行われるよう努めます。

また、北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校や医療機関

等との連携を図り、諸検査の実施や教育相談及び教育支援委員会の開催を通して適切な就学指導を進めます。

＜心の教育の充実＞

心の教育の充実のためには、道徳教育推進教師を中心に新学習指導要領による「特別の教科道徳」の趣旨に基づいた全体計画及び指導計画を整備し、授業を「考える道徳」へと転換するなどして道徳教育の改善・充実を図り、道徳性を高めていくことが必要です。

このことを踏まえ、教育委員会は、「特別の教科道徳」の趣旨に基づいた諸計画の整備状況を把握するとともに、最新の情報提供や研修の奨励に努め、道徳教育の改善を促します。

また、各学校の「道徳科」を目指した授業の実践記録集を作成し、共有する中でよりよい実践に活かされるようにします。

さらに、文部科学省発行の「私たちの道徳」の活用を一層進め、教育活動の充実はもとより、保護者の道徳教育への関心を高めていきます。

＜教職員の指導力の向上＞

教職員の指導力の向上のためには、授業改善につながる確かな理論に基づいた校内研究・校内研修を計画的に進め、公開授業や公開研究会を行うなどして広く意見を求め、改善を積み重ねていくことが必要です。

また、教職員が教職経験年数に応じた研修会や研修講座に積

極的に参加し、自らの実践を振り返り、優れた研究実践に学んで、指導に活かしていくことが必要です。

このことを踏まえ、教育委員会は、公開研究会の開催を奨励するとともに、教育局の義務教育指導監及び指導主事による学校訪問や教育委員会指導主事をはじめとする職員の派遣を行い、各学校の実態を把握し、指導・助言に努めます。

また、教職員が学校在職期間中に2回以上は道立教育研究所や日高教育研究所の研修講座、北海道教育委員会や日高管内教育委員会連絡協議会の主催する研修会に参加するよう促します。

＜社会教育の充実＞

社会教育においては、町民一人ひとりが生涯を通して積極的に学び続け、心豊かな生活を送ることのできる環境づくりが必要です。

「わんぱくチャレンジスクール」など子どもたちが自ら学び続ける意欲を養うための少年教育事業を実施するとともに、町民の多様な学習活動の促進に向けては、関係機関・団体の協力のもと、「地域学習活動講師派遣事業」や「成年友結^{ゆうゆう}学級」などの生涯学習機会の拡充を図ります。

家庭・学校・地域が相互に連携を図りながら、子どもたちの健全育成と、子育てを支援する「子育てセミナー」や「家庭教育学級」の充実に努めます。

また、生涯学習情報の収集・提供の充実に努め、学習ボランティアなど地域にある社会教育資源を十分に活用して、「ことぶ

き大学」や「生涯学習みらいセミナー」など、体験学習や趣味、教養に関わる学習機会の拡充とともに、指導的人材の育成を図りながら、各種関係団体やサークル活動の活性化などに努めます。

さらに、公民館などの社会教育施設の整備を計画的に進め、一層の機能の充実を図りながら、活用促進に努めます。

＜芸術文化活動の充実＞

町民が生涯を通して生きがいをもち、実りある人生を送るためには、町民が芸術文化を身近に感じ心豊かに暮らせるよう、文化団体やサークル活動など自主的な活動の促進を支援するとともに、優れた芸術文化鑑賞及び発表機会の拡充が必要です。

多くの町民に親しまれている「町民芸術祭」や「輝け！カラオケ夢舞台」など町民が主体となった事業展開により、芸術・文化に触れる機会の拡充を図りながら、団体・サークル活動の支援を通して後継者及び指導者の発掘・育成に努めます。

また、「幼児・児童・生徒芸術鑑賞事業」や「町民芸術鑑賞事業」のほか「芸術鑑賞バスツアー」を開催し、優れた芸術の鑑賞機会の拡充に努めます。

＜文化財保護・保存活動の充実＞

博物館は、先人が遺した郷土資料を中心に郷土の自然・歴史などに関する展示や講座などを通して、町民が貴重な文化財に親しみ、学ぶ機会を提供します。

あわせて文化財の保護・保存に関する普及啓発や資料の収集及び調査・研究に努めます。

また、国指定の「史跡シベチャリ川流域チャシ跡群保存管理計画」が策定されたことから、今後は計画に基づく適切な保存管理に努め、関係団体と連携しながら、史跡整備に向けた諸準備を進めます。

＜図書館の充実＞

図書館は、乳児と保護者を対象としたブックスタート事業を通して、親と子の触れ合いや読書の大切さについて普及・啓発を進めます。

子ども向け読み聞かせや読書週間事業、移動図書館車の活動をより充実させていきます。

また、蔵書構成及び配架計画を着実に推進するとともに、関係機関の協力のもと、図書資料の一層の充実を図り、町民が快適な環境で利用できる施設となるよう努めます。

＜スポーツ振興の充実＞

健康で心豊かな生活を送ることは、全ての町民の願いです。

スポーツは、体力の維持・向上のほか、人々に感動や喜びを与え、生きがいをもたせるとともに、青少年の健全育成など様々な役割を担っています。

そのため、生涯を通して健康づくりに取り組めるよう、各年代を対象とした各種スポーツ事業を実施し、町民が日常的にス

ポーツに親しみ、楽しめる機会の提供に努めます。

シベチャリマラソン大会・二十間道路ハーフマラソン大会は、「する」だけでなく、「みる」「ささえる」などの関わりを通して参加者との交流を図り、新ひだか町の魅力をPRします。

また、スポーツ大会や合宿の誘致により、スポーツ交流人口の拡大と町内スポーツレベルの向上に努めます。

そのほか、体育施設全般のあり方について検討するとともに、既存施設の整備に努めます。

ライディングヒルズ静内は、誰もが気軽に馬との触れ合いや乗馬ができる施設として、乗馬普及事業等の推進・拡大に努めます。

以上、平成28年度教育行政の執行に関する施策を申し上げました。

新ひだか町の活力ある発展のため、学校はもとより、関係機関・団体などと連携を図りながら、「未来への礎」のため、より一層の取組を推進いたしますので、町民の皆様並びに町議会議員の皆様の御支援と御協力を心からお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。